

# 建設緑政局事業予定地等有効活用検討会運営要綱

制定 令和8年4月1日

(建設緑政局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建設緑政局事業予定地等有効活用検討会(以下「検討会」という。)の運営に関し、基本事項を定める。国道利第17号通達「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」で定める高架下等利用計画検討会を兼ねるものとする。

(目的)

第2条 建設緑政局長は、局において施行する次に掲げる事業に伴って権原を取得した事業予定地及び局が所管する余剰地又は未利用地の有効活用に関する事項について、検討会の委員の意見を求める。

- (1) 道路事業
- (2) 街路事業
- (3) 河川事業
- (4) 緑政事業
- (5) その他建設緑政局で施行する上記以外の事業

(委員)

第3条 検討会の委員は、学識経験者に就任を依頼する。

(開催)

第4条 検討会は、必要に応じて開催するものとする。また、個別の意見聴取をもって、検討会の開催に代えることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、建設緑政局総務部企画課計画調整担当において処理する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。